

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年3月18日)

## 【 件 名 】

- 1 糸賀一雄生誕100周年記念フォーラム等の開催について  
(全国障がい者芸術・文化祭課) …… 1
- 2 「あいサポート・アートとっとりフェスタ」カウントダウンイベントの  
開催について  
(全国障がい者芸術・文化祭課) …… 2
- 3 鳥取県青少年健全育成条例の見直しについて  
(青少年・家庭課) …… 3
- 4 平成25年度ひとり親家庭等実態調査結果(抜粋)について  
(青少年・家庭課) …… 4

福祉保健部



## 糸賀一雄生誕100周年記念フォーラム等の開催について

平成26年3月18日  
全国障がい者芸術・文化祭課

鳥取市出身で戦後日本の障がい福祉の発展に貢献したことから「障がい福祉の父」と呼ばれている糸賀一雄氏の生誕100周年を記念して、「糸賀一雄生誕100周年記念フォーラム」等を開催します。

### 1 糸賀一雄生誕100周年記念フォーラム ～「あいサポート・アートとっとりフェスタ」関連イベント～

(1) 日 時 平成26年4月12日(土) 13:30～16:30

(2) 場 所 とりぎん文化会館 小ホール

(3) 内 容

13:30～13:40 開会・スライド上映・あいさつ

13:40～14:10 映画「この子らを世の光に」放映

14:10～14:50 記念講演「糸賀一雄の心・とりくんだこと」

講師 高谷 清氏 (元びわこ学園園長)

15:05～15:15 生い立ち映像放映

通っていた鳥取県内の学校の当時の建物や制服等の写真、卒業アルバム等を映像化

15:15～16:30 パネルディスカッション

「糸賀一雄の少年期から福祉への道 ～高い志の原点～」

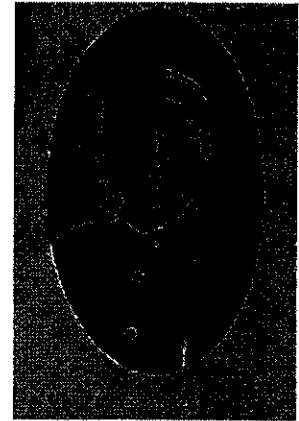
パネリスト 高谷 清氏 (元びわこ学園園長)

渡部昭男氏 (神戸大学大学院教授・鳥取大学名誉教授)

國本真吾氏 (鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授)

平井伸治 (鳥取県知事)

コーディネーター 松田章義氏 (鳥取県人権文化センター客員研究員)



鳥取第二中学校卒業アルバム

### 2 糸賀一雄生誕100周年記念「光」のイベント (鳥取県知的障害者福祉協会主催事業)

(1) 日 時 平成26年4月12日(土) 18:00～19:30

(2) 場 所 鳥取砂丘こどもの国、鳥取砂丘

(3) 内 容

18:00～18:30 障がいのある方が願いを書いた風船を空に飛ばす (鳥取砂丘こどもの国)

19:00～19:30 障がいのある方が糸賀一雄氏の残した有名な言葉「この子らを世の光に」という文字をろうそくの光で描く (鳥取砂丘)

(4) 経費支援 県から必要経費の2/3を助成することについて本議会に提案中  
(鳥取県障がい者アート推進事業)

### 3 糸賀一雄生誕百周年記念展 ～教育と福祉への愛に生きて～ (鳥取県立図書館主催事業)

○資料展

(1) 会 期 平成26年4月11日(金)～5月11日(日)

(2) 場 所 鳥取県立図書館 特別資料展示室

(3) 内 容 鳥取での生い立ち、鳥取の障がい福祉への貢献、滋賀県での業績等、県内収集資料及び糸賀一雄記念財団からの借用資料等を展示

○講演会

(1) 日 時 平成26年4月13日(日) 13:30～16:00

(2) 場 所 鳥取県立図書館 大研修室

(3) 内 容 「糸賀一雄のメッセージ ～この子らを世の光に～」

対談 牧野 望氏 (日本放送協会チーフプロデューサー)

齋藤 昭氏 (社会福祉法人大木会理事長)

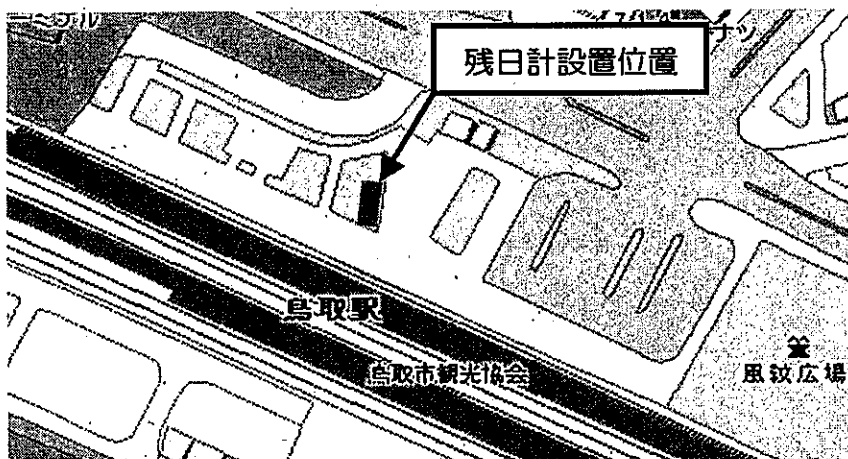
# 「あいサポート・アートとっとりフェスタ」カウントダウンイベントの開催について

平成26年3月18日  
全国障がい者芸術・文化祭課

平成26年度に開催する「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会)」の開催機運醸成と大会周知のため、カウントダウンイベントを開催します。

- 1 日 時 平成26年4月12日(土) 11:00~11:30
- 2 場 所 JR鳥取駅北口
- 3 出席者 平井知事(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会実行委員会会長)、大会応援団、PRキャラバン隊 ほか
- 4 次 第
  - (1) 主催者挨拶 鳥取県知事 平井伸治(大会実行委員会会長)
  - (2) 全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会応援団紹介  
※応援団とは、大会を通じて様々な場所に登場し、イベントを盛りあげるとともに、SNSを使って大会を草の根的にPRしていただく方々。今後、キャラバン隊を通じて応援団を増やしていく。
  - (3) キャラバン隊による大会PR
  - (4) 残日計の除幕式

(位置図)



# 鳥取県青少年健全育成条例の見直しについて

H26. 3. 18

青少年・家庭課

## 1 経緯

インターネットを經由しての有害情報から青少年を守るため、パソコン、携帯電話等について、フィルタリングの設定等の義務づけ等を行っているところであるが、昨今、家庭用ゲーム機や携帯音楽プレーヤーによるインターネット接続も可能となり、青少年が有害情報に触れる危険性が更に高まっている。しかしながら、青少年を守るべき保護者に、この認識が不十分な現状があることから、保護者による閲覧規制等ペアレンタルコントロールの必要性等を啓発するための条例の見直しを検討するものである。

## 2 見直しの論点

ペアレンタルコントロールについて、次のことを条例に規定してはどうか

- ・保護者自らがインターネットの利用に伴う危険性等の知識を習得すること
- ・保護者がゲーム機等におけるペアレンタルコントロール機能（インターネット閲覧制限機能等）を活用すること
- ・家庭でのインターネット利用のルールづくりを行うこと
- ・ペアレンタルコントロールの普及のための関係事業者の協力について（フィルタリング等の必要性についての保護者に対する説明など）

## 3 条例改正の進め方

条例改正にあたっては、保護者、関係事業者の理解と協力が不可欠であり、丁寧な説明を行うとともにご意見を伺いながら進めていく。

## 4 スケジュール（案）

- ・ 3月下旬 青少年問題協議会開催  
関係団体との意見交換  
条例骨子作成 青少年問題協議会開催  
関係団体との意見交換  
条例素案作成、青少年問題協議会開催  
常任委員会報告、パブリックコメント実施  
条例案策定、青少年問題協議会開催  
定例会上程

# 平成25年度ひとり親家庭等実態調査結果（抜粋）について

平成26年3月18日  
青少年・家庭課

県内のひとり親家庭等の実態を把握するため、ひとり親家庭等実態調査を実施したので、調査結果（抜粋）について報告します。（5年毎に調査実施）

## 1 調査の概要

- (1) 実施時期 平成25年8月1日から9月30日まで
- (2) 調査基準日 平成25年7月1日
- (3) 主な調査内容  
世帯の状況、就業・収入の状況、養育費及び面会交流の状況、子育ての状況、現在の悩み 等
- (4) 対象者

調査基準日時点において、本県に住所を有する母子・父子世帯（児童扶養手当受給資格者世帯）及び寡婦世帯（一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会会員）とする。

	対象者数	配布数	回収数	回収率
母子世帯	5,854	5,854	1,206	20.6%
父子世帯	540	540	100	18.5%
寡婦世帯	238	238	71	29.8%
合計	6,632	6,632	1,377	20.8%

## 2 結果の概要

項目	概要
世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭になった原因は、母子世帯、父子世帯ともに離婚が約9割。</li> <li>・子どもの数の平均は、母子世帯は1.63人、父子世帯は1.54人。</li> <li>・母子世帯の母は、父子世帯の父に比べて年齢層が低く、母子世帯の方が父子世帯に比べて0～5歳未満の子どもの割合が高い。</li> <li>・母子世帯は母子のみの世帯の割合が高く、父子世帯は親兄弟等と同居の世帯の割合が高い。</li> </ul>
就業・収入の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯、父子世帯ともに約9割が就業している。</li> <li>・母子世帯、父子世帯ともに正規の職員・従業員の割合が高いが、母子世帯は臨時・パートの割合も高い。</li> <li>・母子世帯の母の方が父子世帯の父に比べて平均年間就労収入が低い。 (母子世帯の母の平均年間就労収入は189万円、父子世帯の父は235万円)</li> </ul>
養育費・面会交流の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯の5割以上、父子世帯の8割以上が養育費を受給したことがない。</li> <li>・母子世帯の4割以上、父子世帯の3割以上が面会交流を行ったことがない。</li> <li>・母子世帯、父子世帯ともに面会交流を行っている世帯の方が養育費を受給している割合が高い。</li> </ul>
子育ての状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校入学前の子ども（土日・祝日）、小学生の子ども（放課後、土日・祝日）について、父子世帯は母子世帯に比べて同居の家族が保育をしている割合が高い。</li> <li>・母子世帯、父子世帯とも学習塾に通わせていない世帯の割合の方が高く、その理由としては、「経済的な負担が大きいため」の割合が最も高い。</li> </ul>
現在の悩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯、父子世帯とも生活費の割合が最も高く、次いで子どもの養育・教育の割合が高い。</li> </ul>

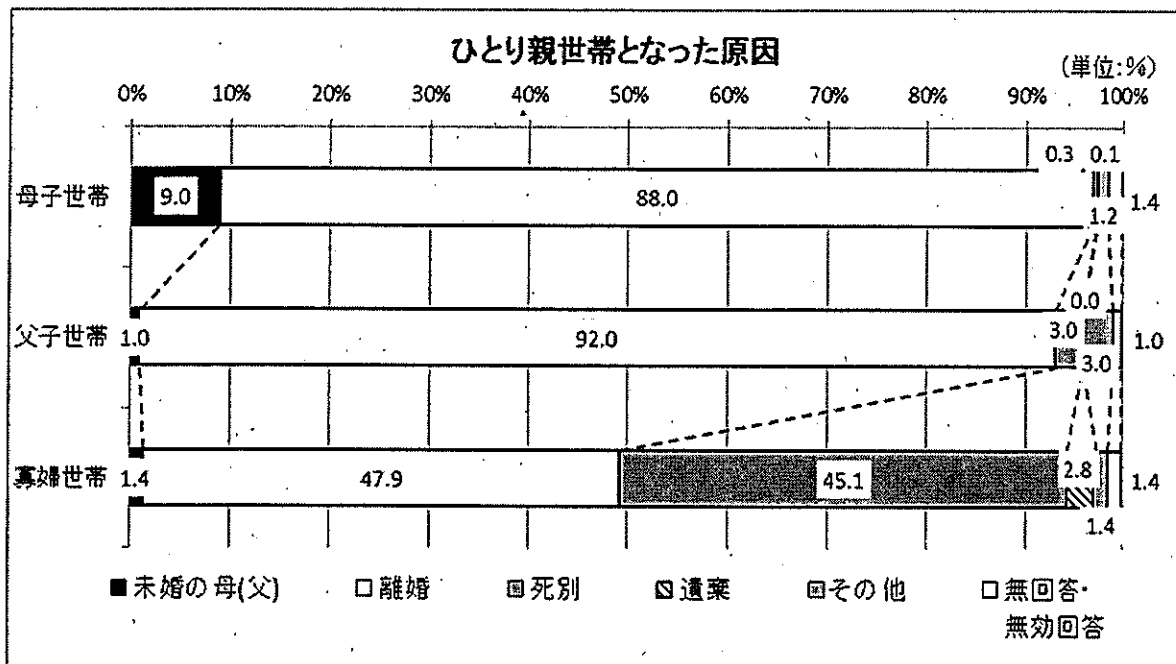
## 3 今後の予定

調査の結果を踏まえ、「鳥取県ひとり親家庭自立促進計画」（計画期間：平成22～26年度）を改訂。計画の改訂（平成26年度中）に当たっては、「鳥取県ひとり親家庭自立促進計画策定委員会」を設置し検討を行う。

# 1 世帯の状況

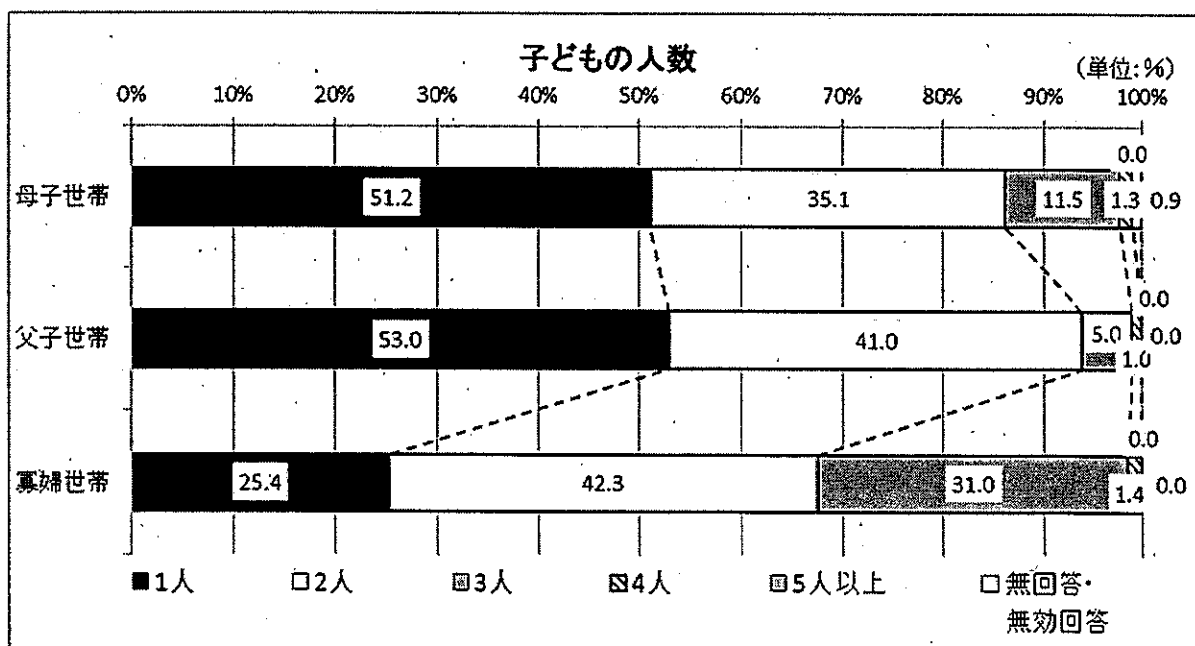
## (1) ひとり親家庭となった原因

母子世帯、父子世帯ともに「約9割」は離婚が原因。



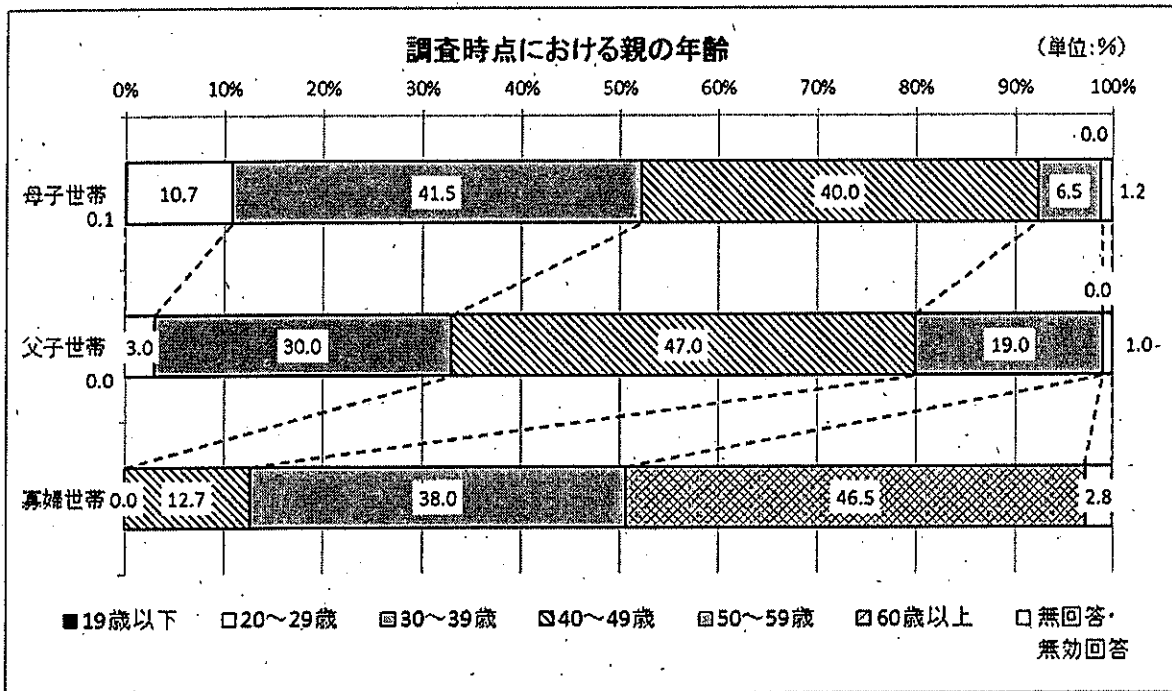
## (2) 子どもの人数

母子世帯、父子世帯ともに「1人」または「2人」が多い。(子どもの数の平均は、母子世帯は、1.63人、父子世帯の平均は1.54人。)



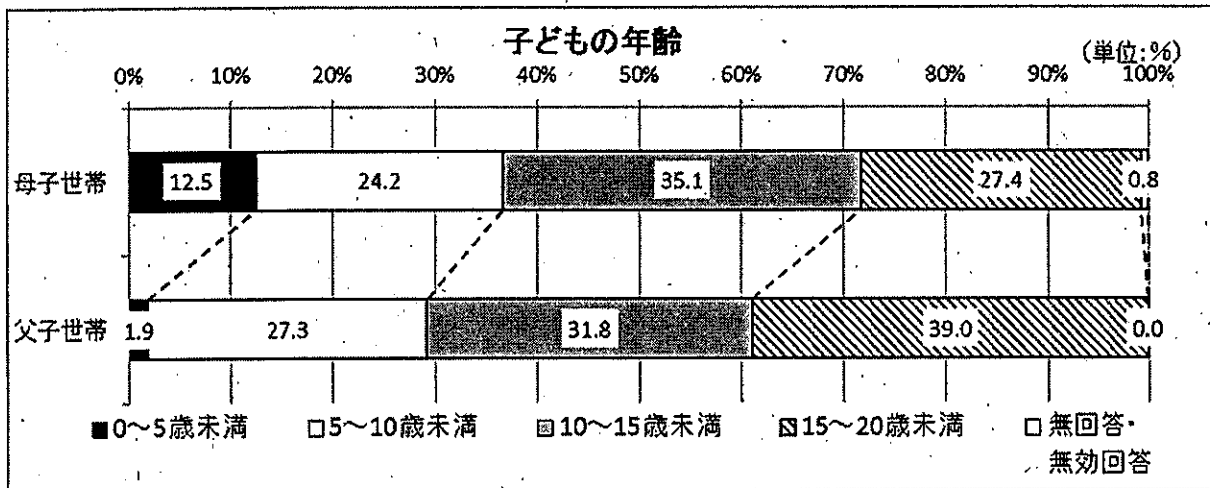
(3) 調査時点における親の年齢

母子世帯の母の方が父子世帯の父に比べて年齢層が低い。



(4) 子どもの年齢 (複数回答)

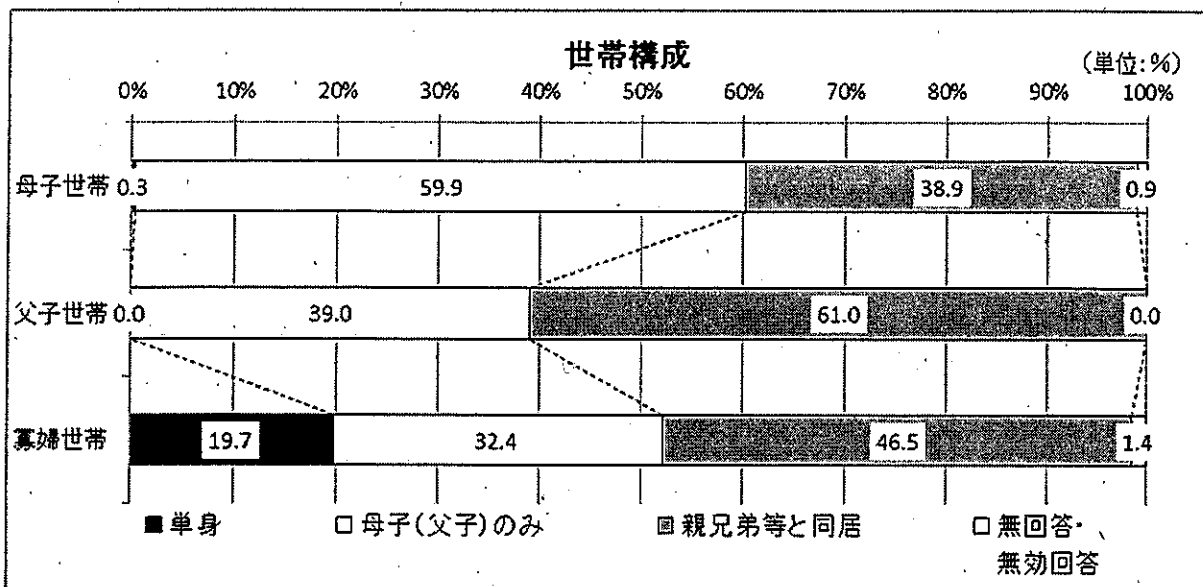
母子世帯の方が父子世帯に比べて「0~5歳未満」の子どもの割合が高い。





### (5) 世帯の構成

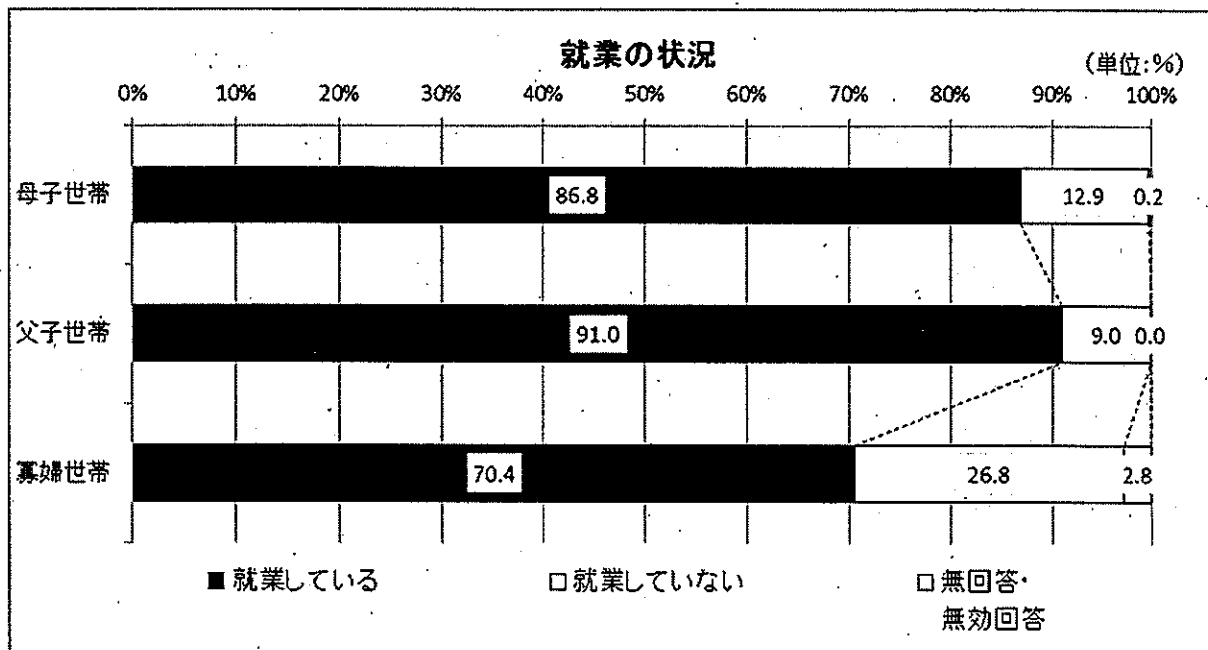
母子世帯は「母子のみ」の割合が高く、父子世帯は「親兄弟等と同居」の割合が高い。



## 2 就業・収入の状況

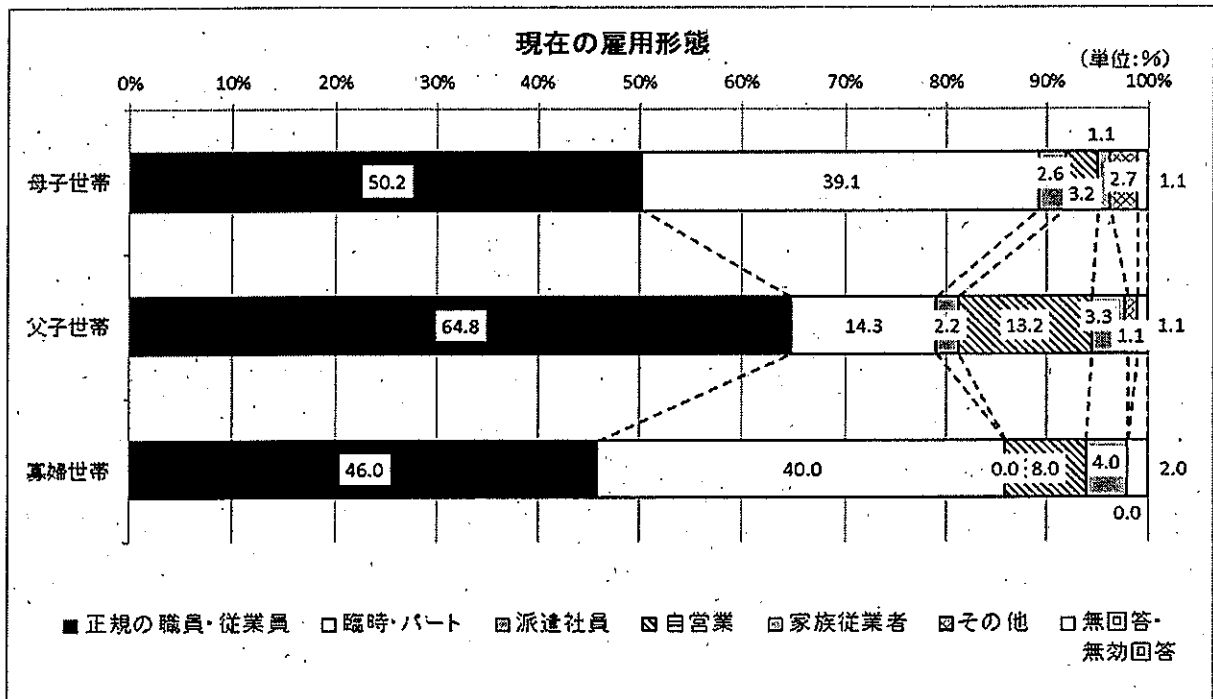
### (1) 就業の状況

母子世帯、父子世帯ともに「約9割」が就業している。



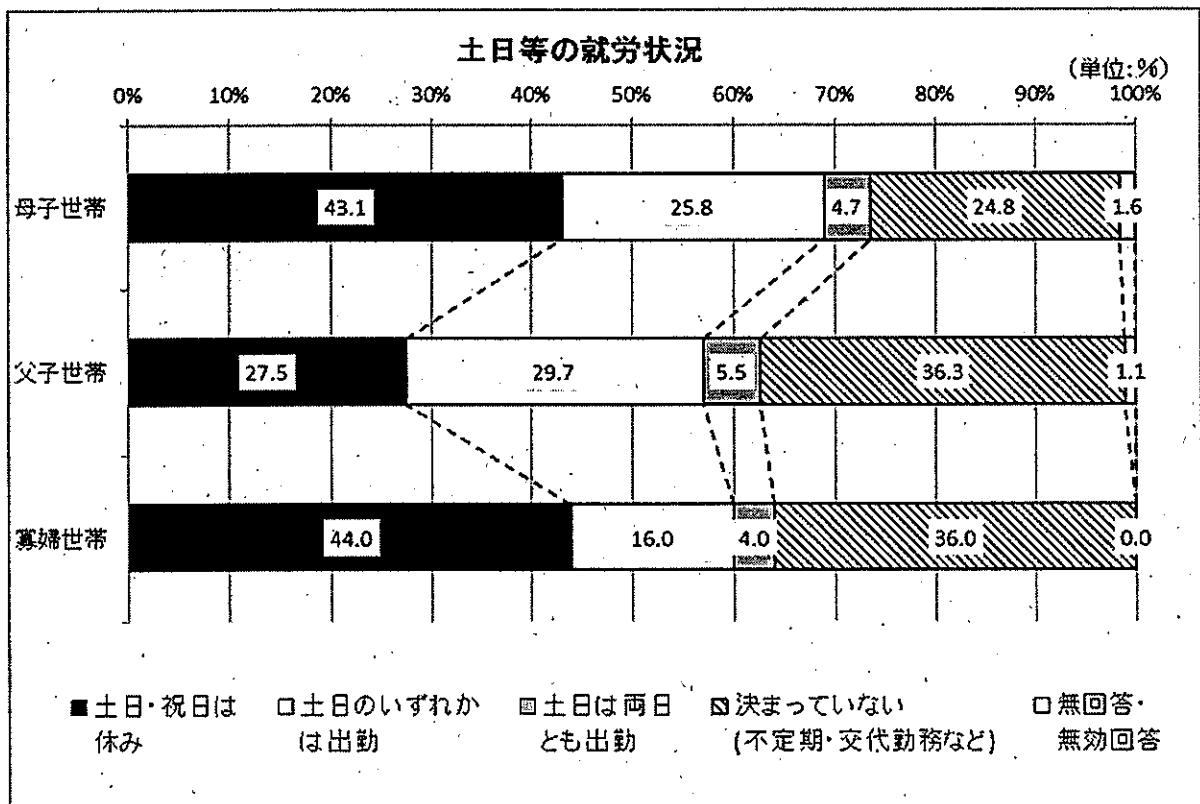
### (2) 現在の雇用形態

母子世帯、父子世帯ともに「正規の職員・従業員」の割合が高いが、母子世帯は「臨時・パート」の割合も高い。



### (3) 土日等の就労状況

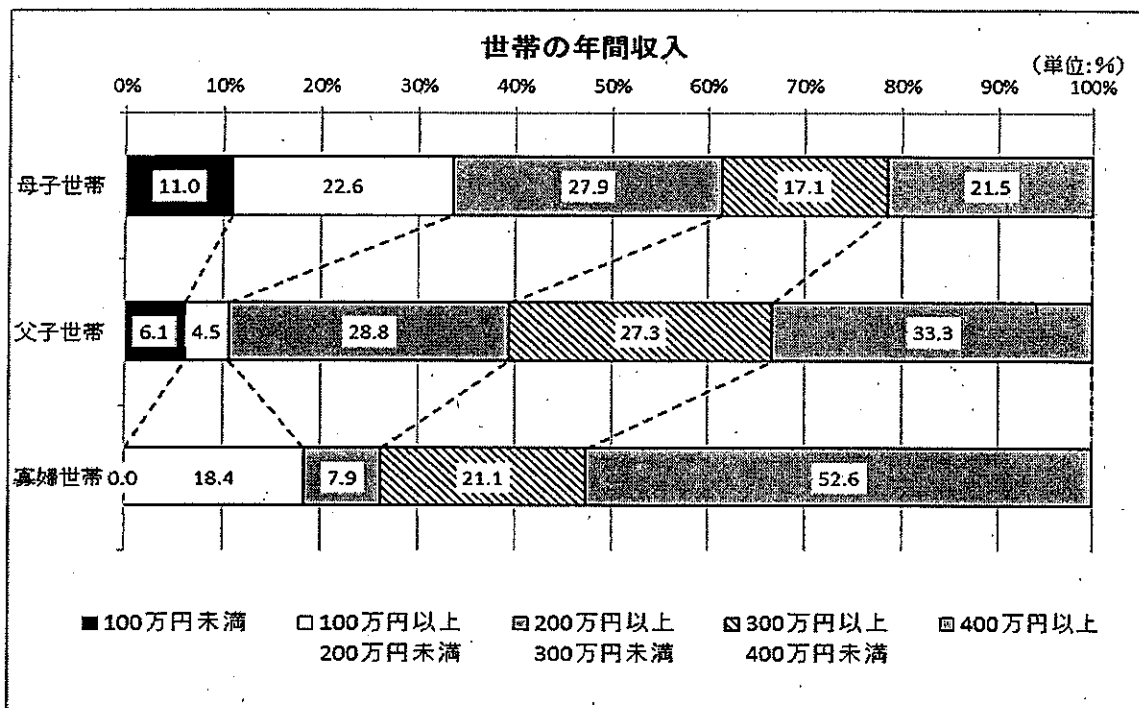
母子世帯は、父子世帯と比べて「土日・祝日は休み」の勤務の割合が高い。



(4) 世帯の年間収入

母子世帯の方が父子世帯に比べて平均年間収入が低い。

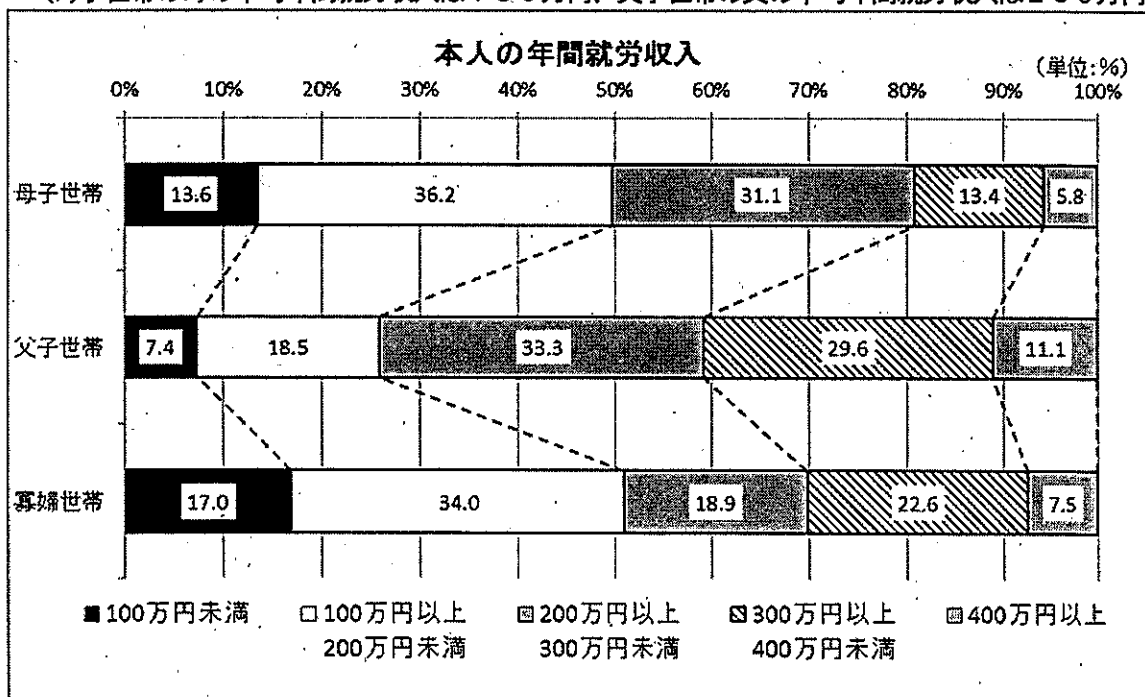
(母子世帯の平均年間収入は286万円、父子世帯の平均年間収入は358万円)



(5) 本人の年間就労収入

母子世帯の母の方が父子世帯の父に比べて平均年間就労収入が低い。

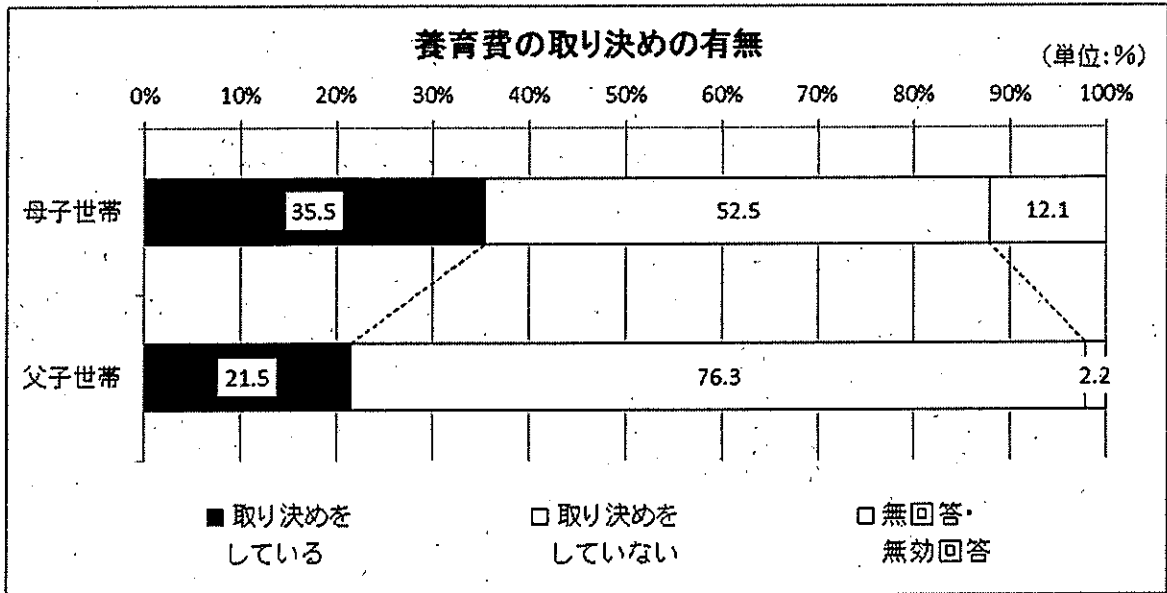
(母子世帯の母の平均年間就労収入は189万円、父子世帯の父の平均年間就労収入は235万円)



### 3 養育費・面会交流の状況

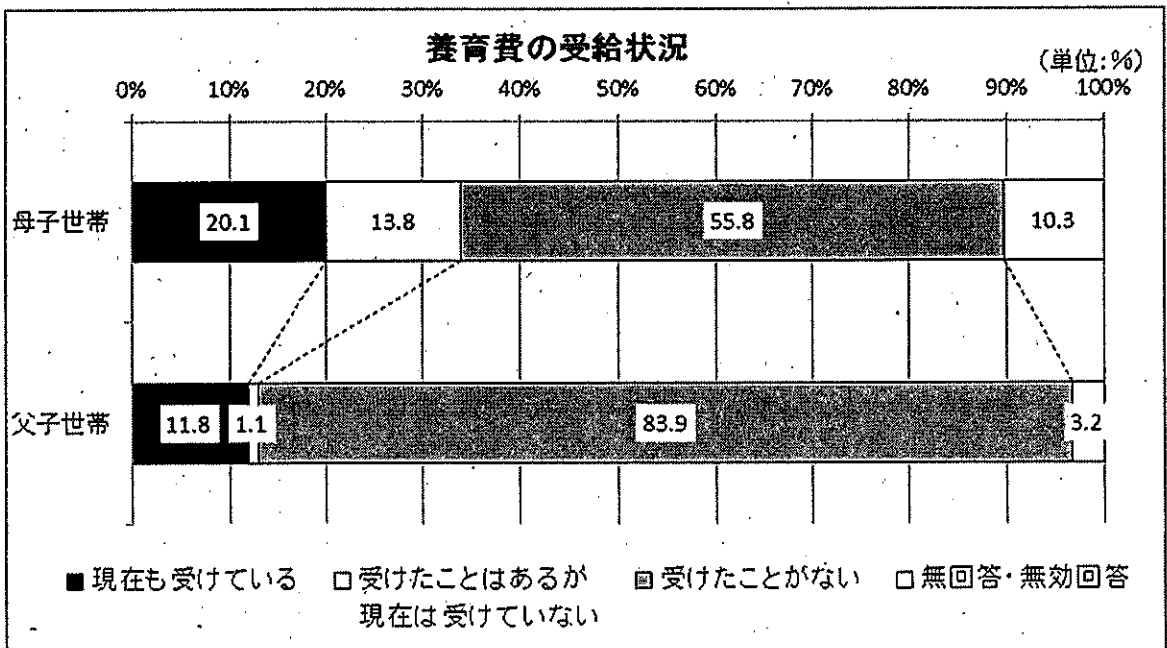
#### (1) 養育費の取り決めの有無

母子世帯の「5割以上」、父子世帯の「7割以上」が養育費の取り決めをしていない。



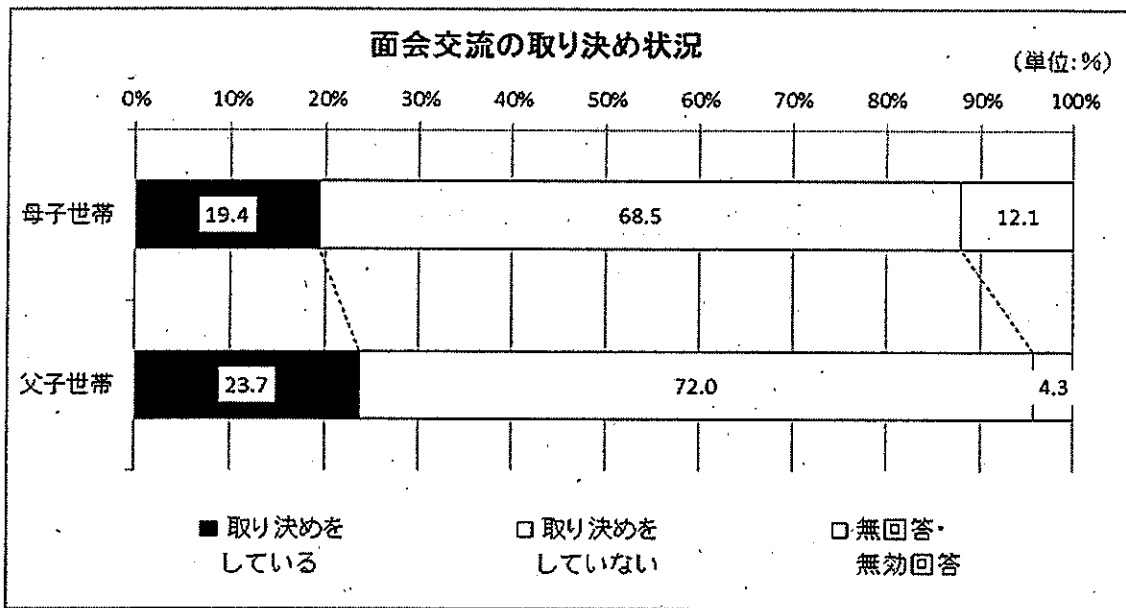
#### (2) 養育費の受給状況

母子世帯の「5割以上」、父子世帯の「8割以上」が養育費を受給したことがない。



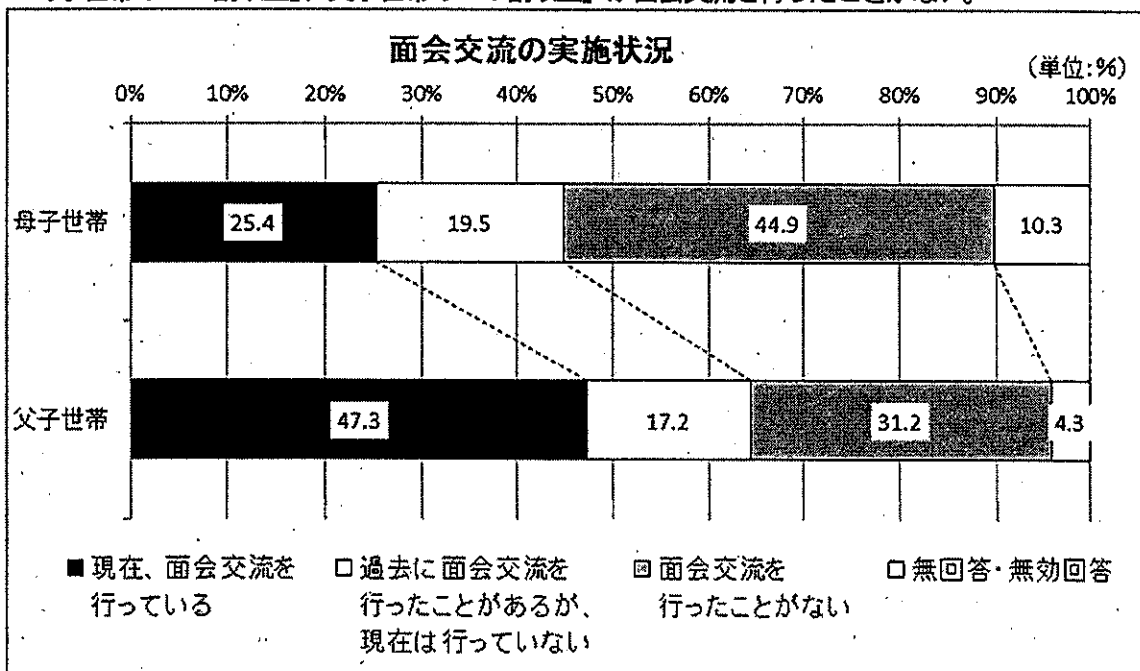
(3) 面会交流の取り決めの有無

母子世帯、父子世帯の「約7割」が面会交流の取り決めをしていない。



(4) 面会交流の実施状況

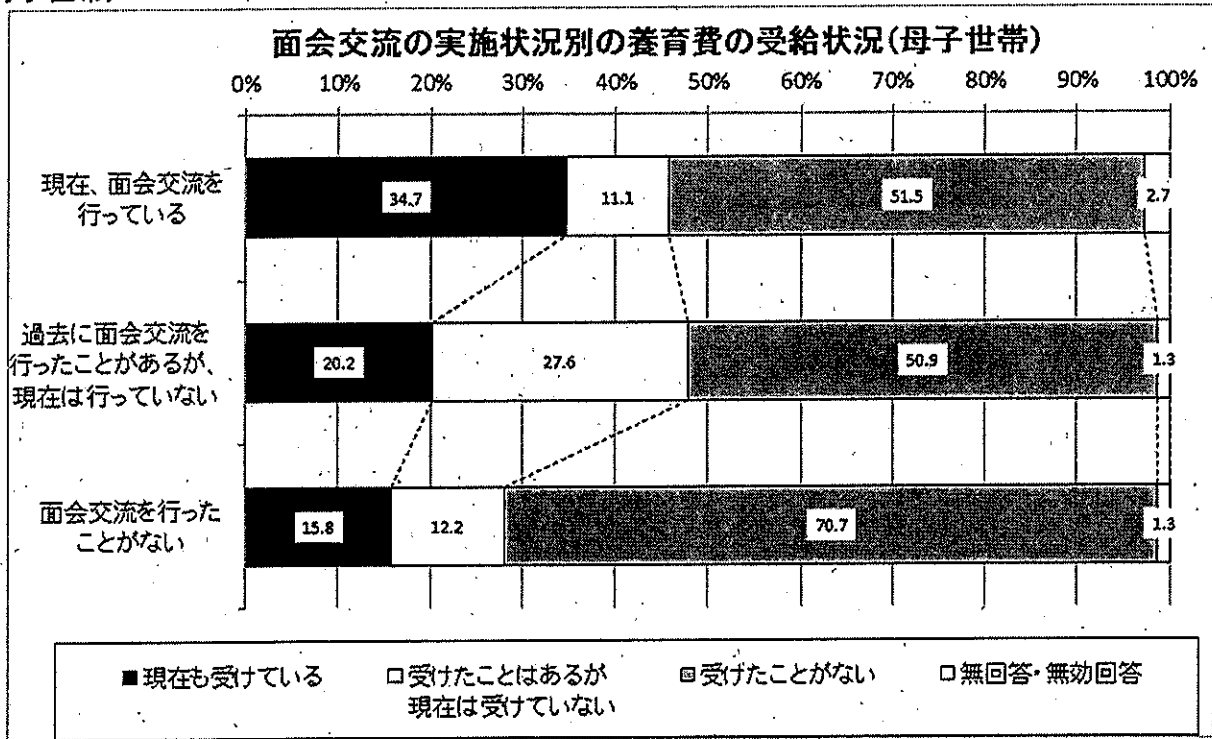
母子世帯の「4割以上」、父子世帯の「3割以上」が面会交流を行ったことがない。



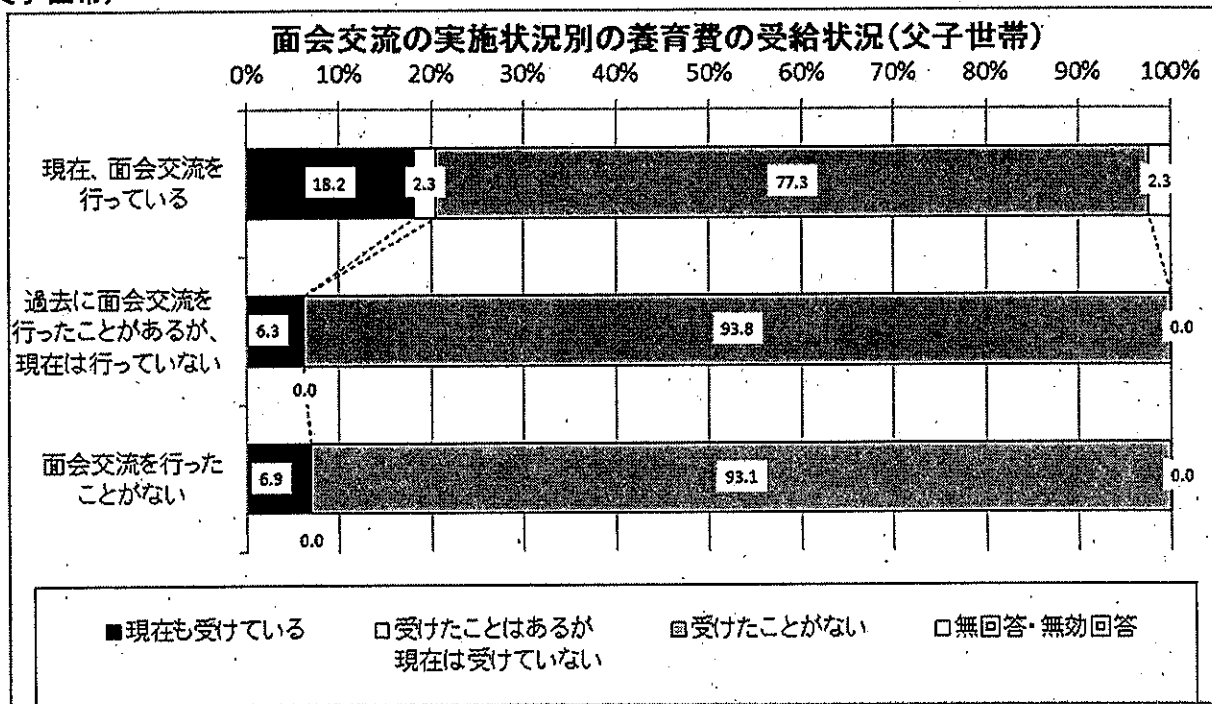
(5) 面会交流の実施状況と養育費の受給状況の関係

母子世帯、父子世帯ともに面会交流を行っている世帯の方が養育費を受給している割合が高い。

(母子世帯)



(父子世帯)

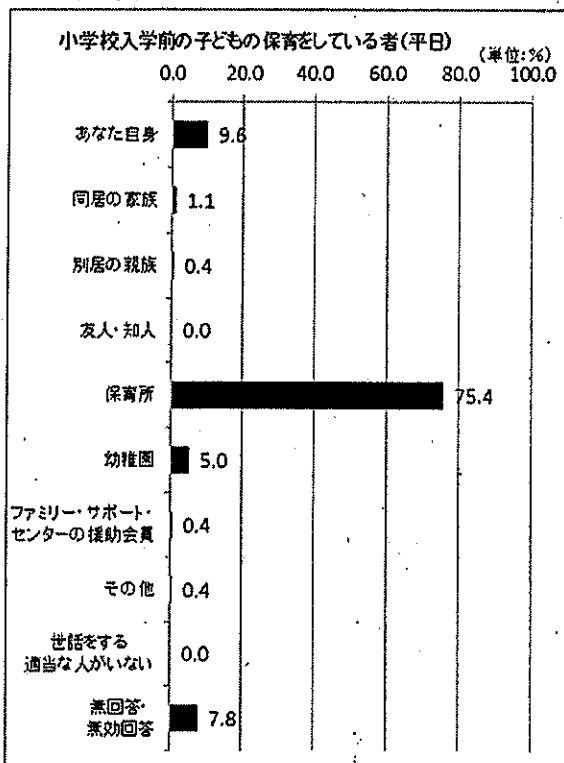


## 4 子育ての状況

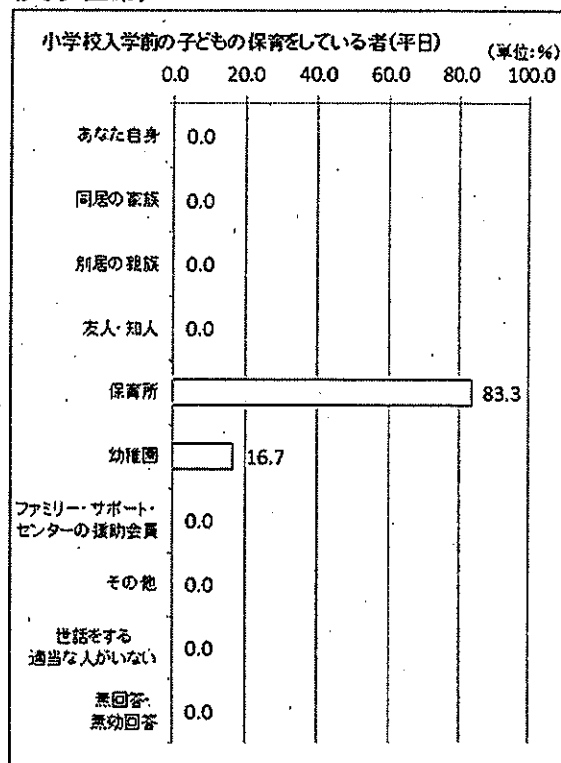
### (1) 小学校入学前の子どもの保育をしている者(平日)

母子世帯の「約8割」、父子世帯の「10割」が保育所又は幼稚園に通っている。

(母子世帯)



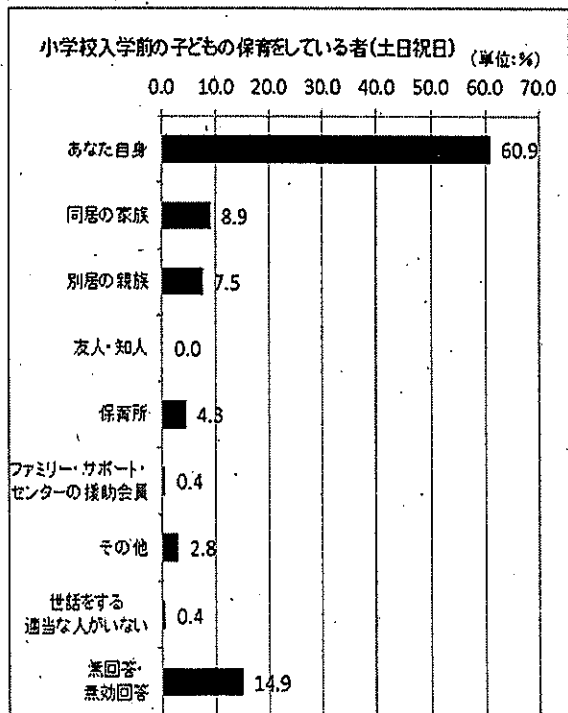
(父子世帯)



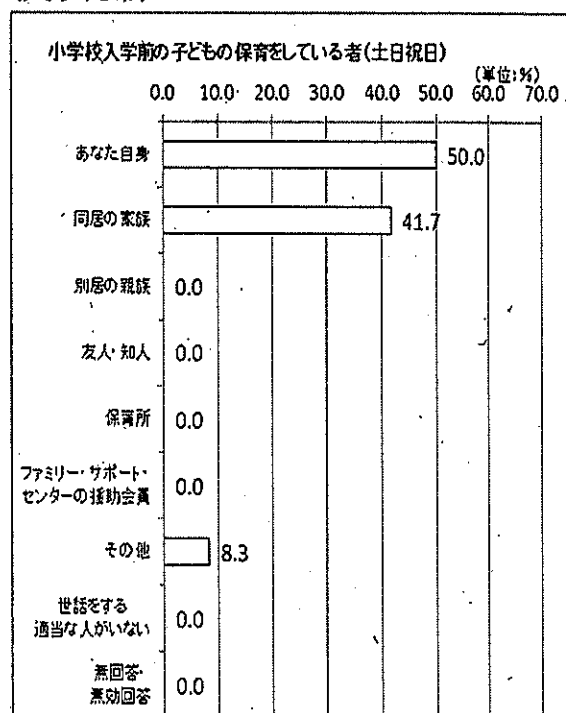
### (2) 小学校入学前の子どもの保育をしている者(土日祝日)

母子世帯、父子世帯ともに「あなた自身」の割合が高いが、父子世帯は「同居の家族」の割合も高い。

(母子世帯)



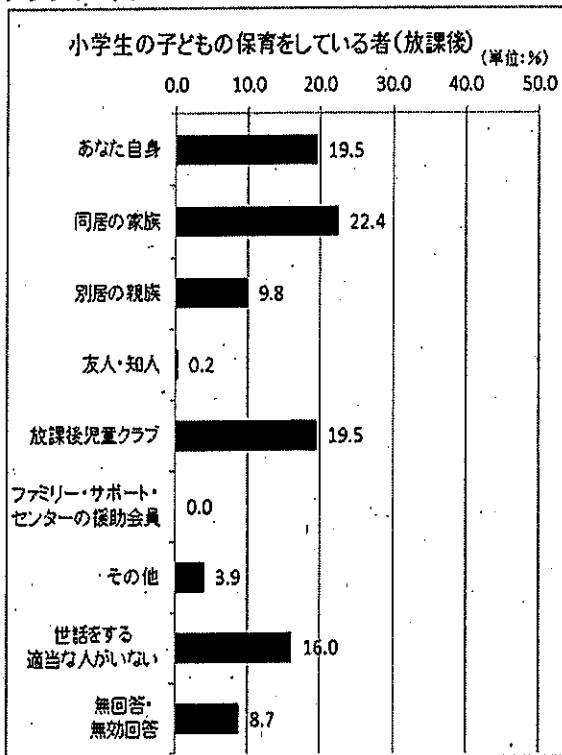
(父子世帯)



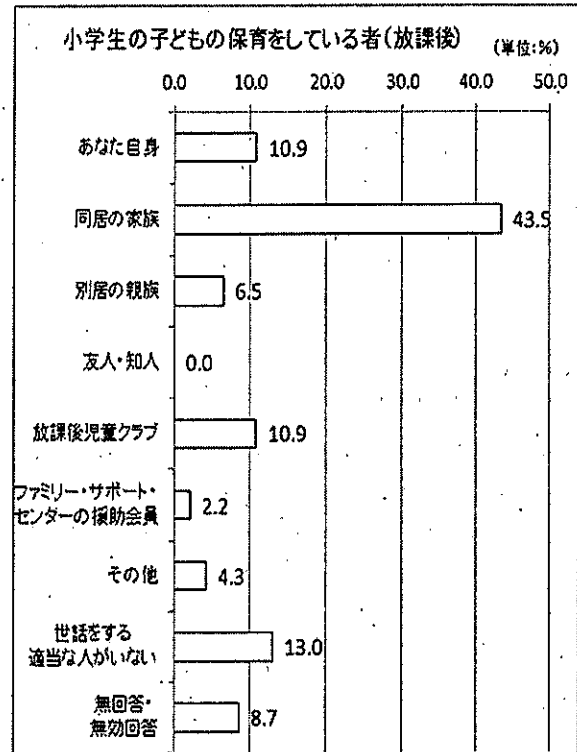
### (3) 小学生の子どもの保育をしている者（放課後）

母子世帯は「あなた自身」、「同居の家族」、「放課後児童クラブ」の割合がともに高いが、父子世帯は「同居の家族」の割合が高い。

(母子世帯)



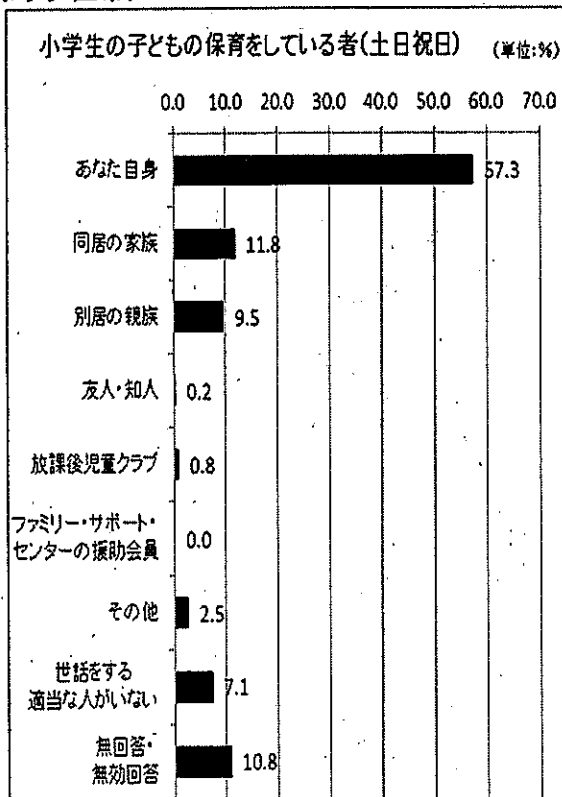
(父子世帯)



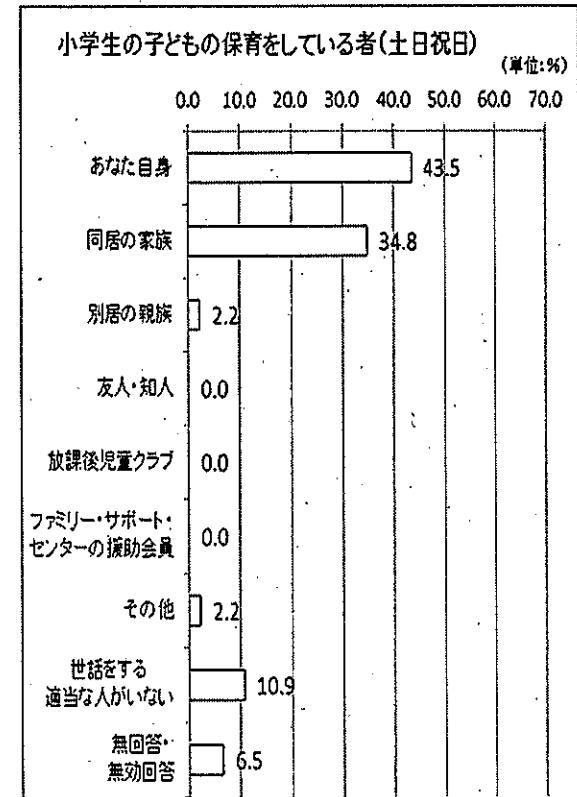
### (4) 小学生の子どもの保育をしている者（土日祝日）

母子世帯、父子世帯とも「あなた自身」の割合が高いが、父子世帯は「同居の家族」の割合も高い。

(母子世帯)



(父子世帯)

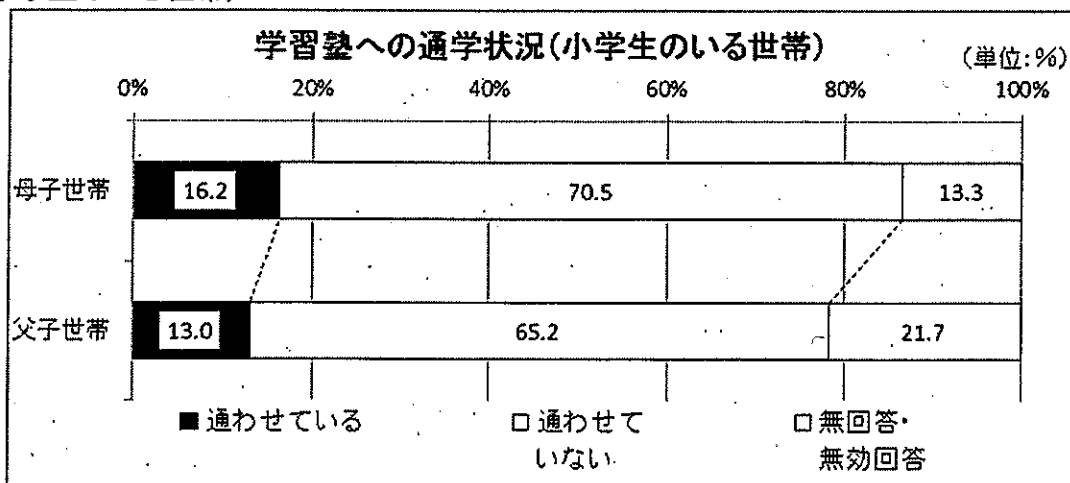




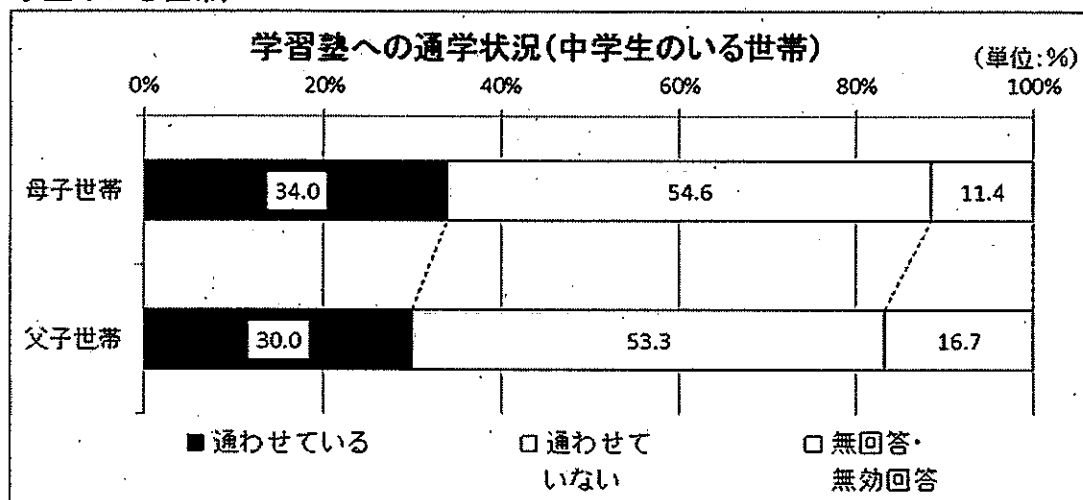
(5) 学習塾への通学状況

母子世帯、父子世帯とも、小学生のいる世帯の「約7割」、中学生のいる世帯の「約5割」、高校生のいる世帯の「約7割」が子どもを学習塾へ通わせていない。

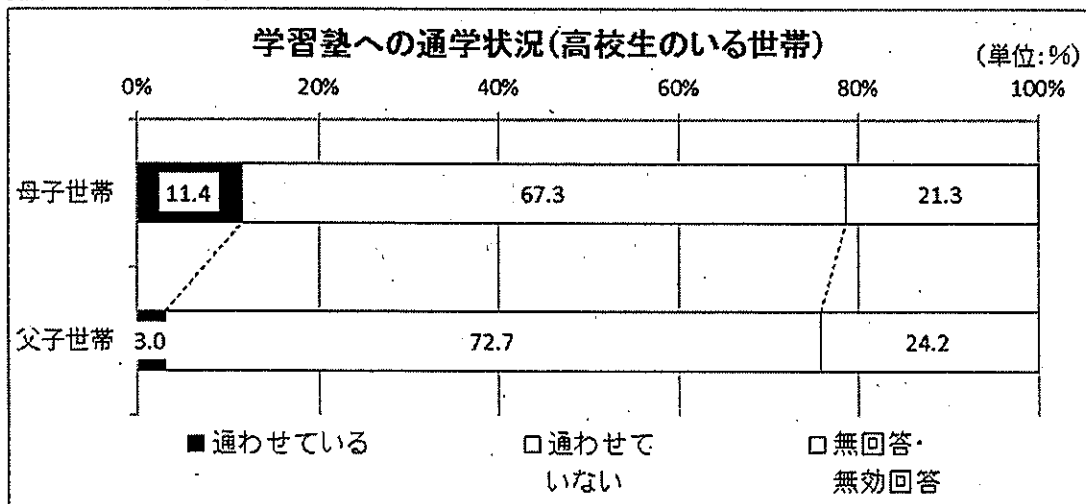
(小学生のいる世帯)



(中学生のいる世帯)



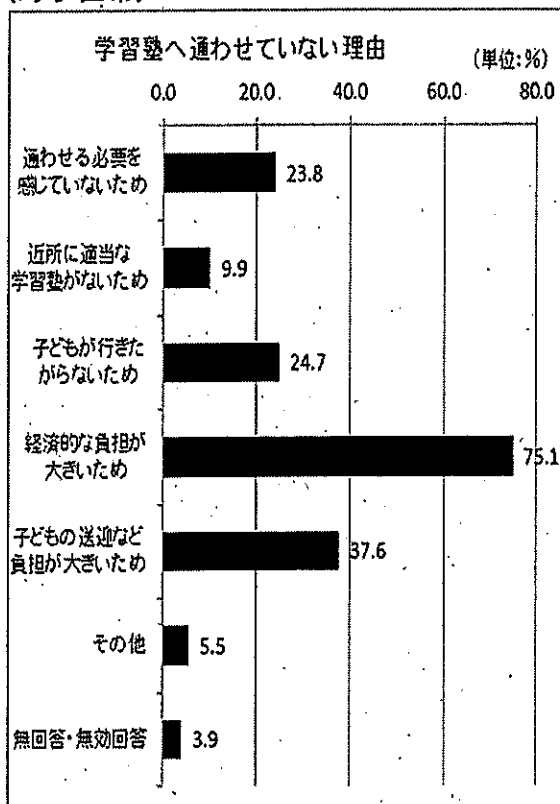
(高校生のいる世帯)



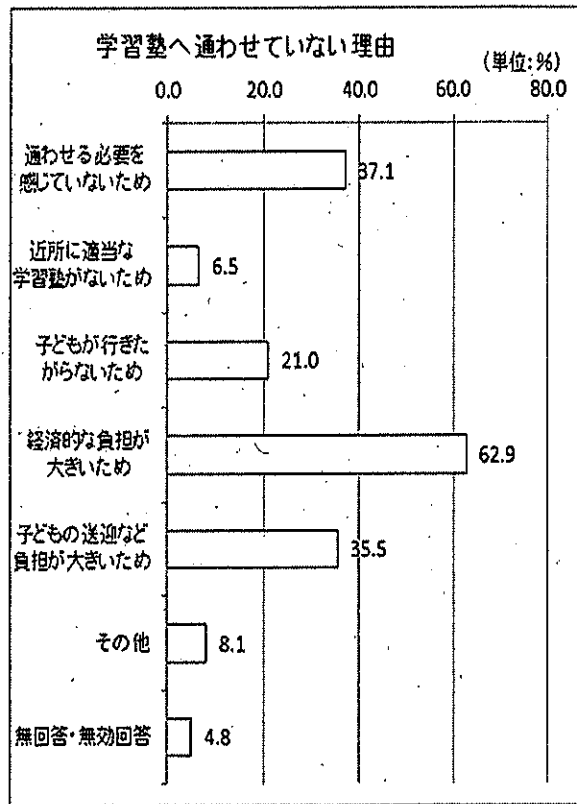
(6) 学習塾へ通わせていない理由 (複数回答)

母子世帯、父子世帯とも「経済的な負担が大きい」の割合が最も高い。

(母子世帯)



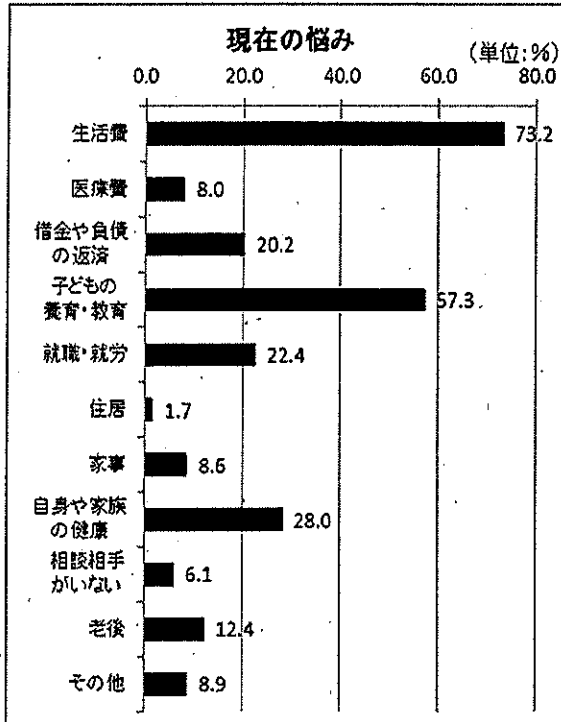
(父子世帯)



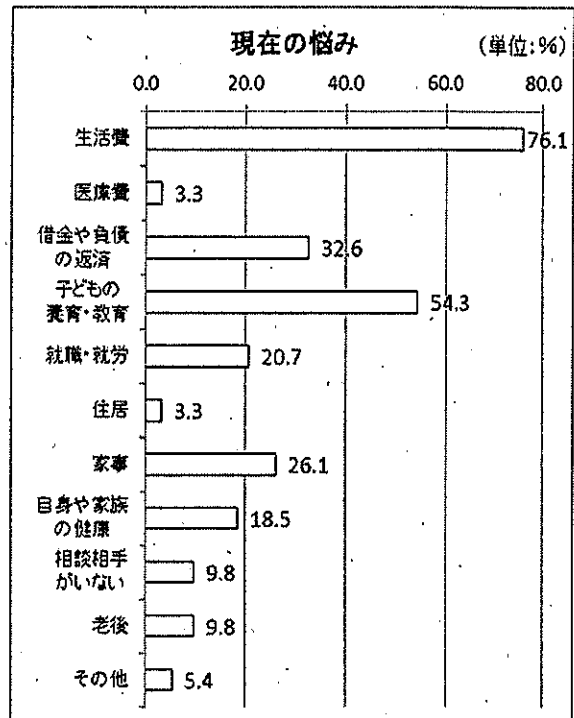
## 5 現在の悩み（複数回答）

母子世帯、父子世帯とも「生活費」の割合が最も多く、次いで「子どもの養育・教育」の割合が最も高い。

(母子世帯)



(父子世帯)



(寡婦世帯)

